



新しい年になりました。本年もよろしくお願いいたします。

私生活も、仕事も当たり前だったことがコロナにより大きく変化していると実感します。今年も大きな変化に柔軟に対応し、従業員にとって働きやすい職場環境を一緒に作っていきたいと思っています。

小さなことでも構いませんのでご相談下さいませ。今年も1年間よろしくお願いいたします。

## 中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ

2010年の労働基準法の改正により、長時間労働を抑制することを目的として、1か月60時間を超える時間外労働について割増賃金率を50%以上に引き上げることとされましたが、企業側の負担を考慮し、中小企業については、これまで適用が猶予されてきました。

**2023年4月から**はこの猶予措置が無くなり、中小企業についても**月60時間超**の時間外労働については、**割増賃金率を50%以上とする賃金**の支払いが必要となります。

### 《 割増賃金の計算例 》

- ・1か月平均所定労働時間が170時間
- ・月給340,000円
- ・1か月70時間の法定時間外労働

<現行> 340,000円 ÷ 170時間 = 2,000円(時間単価)  
2,000円 × 1.25 × 70時間 = 残業代175,000円

### <2023年4月以降>

340,000円 ÷ 170時間 = 2,000円(時間単価)  
(2,000円 × 1.25 × 60時間) + (2,000円 × 1.50 × 10時間) = 残業代180,000円

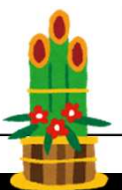


## 給与のデジタル払いが可能に 2023年4月～

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、今回省令が改正され、上記の銀行等への振込の以外に、一定の要件を満たした場合には、資金移動業者の口座への賃金支払(スマートフォンの決済アプリ等のアカウントに対しての給与振込)を可能とすることとされました。

ただし、資金移動業者が提供するサービスへの給与の支払いには、**労使協定を締結したうえで、銀行口座への振り込みと同様に従業員の同意が必要です。**

また、仮想通貨での給与の支払いは認められていません。



## 雇用保険料率が上がります 2023年 4月～

雇用保険料率が4月より上がる予定です。

現在、給与から控除する雇用保険料は一般業種は0.5%となっていますが、**0.6%**になる予定です。建設業についても、0.1%アップの0.7%になる予定です。